

## 第 2 5 号議案

足立区東綾瀬公園温水プール条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 2 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区東綾瀬公園温水プール条例の一部を改正する条例

足立区東綾瀬公園温水プール条例（平成 4 年足立区条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 2 条を第 2 3 条とし、第 2 1 条の次に次の 1 条を加える。

（指定管理者評価委員会への諮問）

第 2 2 条 指定管理者の管理運営について適切な評価を行うため、足立区地域学習センター条例第 2 2 条に規定する足立区生涯学習関連施設指定管理者評価委員会に諮問することができる。

付 則

この条例は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

指定管理者の評価について生涯学習関連施設指定管理者評価委員会に諮問する必要があるので、この条例案を提出いたします。